

副 本

平成30年(ワ)第24351号 損害賠償請求事件

原告 Ambika Budha Singh

被告 東京都外1名

準 備 書 面 (1)

平成31年1月25日

東京地方裁判所民事第4部合議B係 御中

被告東京都指定代理人

加 藤 眞 理



同

岡 本



同

宮 原 眞 一 郎



同

栗 野 将



同

前 田 香 里



目 次

第1 請求の原因に対する認否	5
1 「第1 当事者」について	5
(1) 「1 亡シン・アルジュン・バハドゥール」について	5
(2) 「2 原告」について	6
(3) 「3 被告ら」について	6
ア 「(1) 国」について	6
イ 「(2) 東京都」について	6
2 「第2 死亡に至る経緯」について	6
(1) 「1」について	6
(2) 「2」について	6
(3) 「3」について	6
ア 第一段落について	6
イ 第二段落について	7
(4) 「4」について	7
(5) 「5」について	7
(6) 「6」について	8
(7) 「7」について	9
(8) 「8」について	9
ア 第一段落について	9
イ 第二段落について	10
ウ 第三段落について	10
エ 第四段落について	10
3 「第3 死因について」について	10
(1) 「1 病院収容時の写真から見る外表所見」について	11
(2) 「2 亡アルジュン氏の死因について」について	11
ア 「(1)」について	11

イ 「(2) ないし「(6)」について	11
4 「第4 注意義務違反等」について	11
(1) 「1 被告東京都」について	11
ア 「(1) 及び「(2)」について	11
イ 「(3)」について	11
ウ 「(4)」について	11
(2) 「2 被告国について」について	12
(3) 「3 共同不法行為」について	12
5 「第5 損害の発生等」について	12
(1) 「1 逸失利益」について	12
(2) 「2 慰謝料」ないし「4 合計」について	12
6 「第6 結論」について	12
第2 本件における事実主張	12
1 亡アルジュンを逮捕した事実経過（3月13日～14日）	12
2 亡アルジュンを留置前に診療に連れて行った事実経過（3月14日）	14
3 新規留置時における対応状況等（3月14日）	16
4 就寝時までの状況等（3月14日）	16
5 就寝時の状況等（3月14日）	17
6 保護室収容及び戒具使用の必要性を認めた状況等（3月15日（本件当日））	17
7 戒具使用時の状況等（3月15日（本件当日））	19
8 検察庁へ向けた護送時の状況等（3月15日（本件当日））	20
9 検察庁に到着した後の状況等（3月15日（本件当日））	21
10 検取事務官による取調べ時の状況等（3月15日（本件当日））	22
11 亡アルジュンの死亡確認（3月15日（本件当日））	24
12 亡アルジュンの死亡後の捜査等	24
第3 原告の主張に対する反論	24

1	原告の主張	24
2	留置課員による戒具の解除と亡アルジュンの死亡との因果関係がないこと	25
3	留置課員の一連の対応に国賠法上の違法はないこと	26
	(1) 国賠法上の違法性判断基準	27
	(2) 留置課員の亡アルジュンに対する戒具使用が適法であること	28
	(3) 留置課員の戒具の使用が被使用者に配慮した適正なものであったこと	29
	ア 留置課員が使用した戒具そのものに被使用者への配慮を欠くところはないこと	30
	イ 本件における戒具の使用が適正であったこと	31
	ウ 原告が引用する裁判例は本件には該当しないこと	31
	(4) 小括	32
第4	原告に対する求釈明	32
第5	結語	33

被告東京都は、本準備書面において、訴状記載の請求の原因に対して認否するとともに（第1）、事実主張（第2）及び反論（第3）を行った上で、原告に対し、釈明を求める（第4）。

第1 請求の原因に対する認否

1 「第1 当事者」について

(1) 「1 亡シン・アルジュン・バハドゥール」について

SINGH ARJUN BAHADUR（以下「亡アルジュン」という。）が、1977年（昭和52年）10月23日に出生したネパール連邦民主共和国（以下「ネパール」という。）の国籍を有する男性であり、死亡時の年齢が39歳であったこと、2016年（平成28年）11月25日（11月26日ではない。）に「技能」の在留資格で来日したこと、2017年（平成29年）3月13日（以下、平成29年の出来事については月日のみを記載する。）、拾得した他人名義のクレジットカード（以下「本件カード」という。）を所持していたこと、3月14日（3月13日ではない。）、警視庁新宿警察署（以下、「新宿署」といい、同署員を「新宿署員」という。）において、占有離脱物横領の被疑者として逮捕され、同署の留置施設（以下「留置施設」という。）に留置されたこと、同月15日（以下「本件当日」という。）、東京地方検察庁（以下、単に「検察庁」という。）における取調べ中に意識不明となり、日本大学病院（駿河台日本大学病院は旧病院名である。以下「日大病院」という。）に緊急搬送され、同日午後2時46分、同病院の医師により死亡が確認されたことは、いずれも認める。

亡アルジュンについて、2016年（平成28年）11月26日に来日したとの点、3月13日に占有離脱物横領の被疑者として逮捕され、留置施設に留置されたとの点及び拾得した他人名義のクレジットカードをただ所持していたとの理由で逮捕されたとの点は、いずれも否認する。

亡アルジュンが来日した日及び占有離脱物横領の被疑者として逮捕された

日は、それぞれ上述したとおりである。また、亡アルジュンは、拾得した（他人名義の）本件カードを自身で使用するために所持していたことを理由に占有離脱物横領の被疑者として逮捕されたものであり、本件カードを「ただ所持していた」との理由で逮捕されたものではない。

(2) 「2 原告」について

認める。

(3) 「3 被告ら」について

ア 「(1) 国」について

相被告国に関するものであり、認否の限りでない。

イ 「(2) 東京都」について

認める。

2 「第2 死亡に至る経緯」について

(1) 「1」について

おおむね認める。

ただし、亡アルジュンが新宿署に到着した時刻は、3月13日午後4時35分頃（午後4時20分ではない。）である。

(2) 「2」について

おおむね認める。

ただし、上記1、(1)のとおり、亡アルジュンが逮捕された理由は、拾得した他人名義のクレジットカード（本件カード）を自身で使用するために所持していたことによるものであり、この点については、亡アルジュンも認めていた。

(3) 「3」について

ア 第一段落について

新宿署組織犯罪対策課員（以下、同課を「組対課」といい、同課員を「組対課員」という。）が、3月14日に亡アルジュンを国立研究開発法人国立国際医療研究センター病院（以下「医療研究センター」という。）

に護送し、診察が開始されるまでの間、亡アルジュンと共に車両内で待機していたこと、同病院において、亡アルジュンにつき、37度8分の発熱があることが確認され、結核の検査結果が陰性と判定されたこと、同病院の医師が、亡アルジュンを急性胃腸炎ないし風邪であると診断して薬を処方したことは、いずれも認める。

組対課員が、亡アルジュンを医療研究センターに護送した日時が3月14日午前9時頃であるとの点、亡アルジュンが、組対課員と共に車両内で待機している間、複数回嘔吐したり、頭痛を訴えていたとの点は、いずれも否認する。

組対課員が、亡アルジュンを医療研究センターに護送（到着）した日時は、3月14日午前10時25分頃である。また、亡アルジュンは、診察時、医師に対して、嘔吐、下痢、腹痛の症状を訴えてはいたが、組対課員と共に車両内で待機している間、嘔吐したり、頭痛を訴えた事実はない。

その余は争う。

イ 第二段落について

認める。

(4) 「4」について

おおむね認める。

(5) 「5」について

新宿署留置管理課員（以下「留置課員」という。）が、3月15日（本件当日）午前6時30分からの起床準備時に亡アルジュンに対し、布団を倉庫へ搬送するよう指示したこと、その際、亡アルジュンが、留置課員に布団を投げるように渡し、留置施設内の居室から廊下へ出たこと、このため、留置課員が、亡アルジュンに対し、居室に戻るよう指示したり、居室に戻らず廊下を歩き出した行為を制止したこと、亡アルジュンがこれらの指示・制止に従わなかったことから、留置課員が亡アルジュンを居室に連れ戻そうとしたこと、その後、留置課員が、亡アルジュンを同日午前6時50分頃に留置

施設内の保護室（以下、単に「保護室」という。）に収容したことは、いずれも認める。

その余は否認ないし争う。

亡アルジュンについては、居室から廊下に出て保護室に収容されるまでの間、自らの意思で居室に戻った事実はなく、留置課員の指示・制止に従わなかった際、両腕を振り上げるなどして抵抗した事実も認められた。また、留置課員は、亡アルジュンを留置するに先立ち、前日の3月14日、ネパール語で記載された留置規則（留置施設内での遵守事項）を亡アルジュンに示し、その内容を確認させている。

(6) 「6」について

留置課員を含む新宿署員が、亡アルジュンを保護室に収容するとほぼ同時に、戒具であるベルト手錠及び2種類の捕縄（ただし、原告が主張する戒具のうち、「2つ目」として記載されているものは、ナイロン生地（内側はフェルト生地）のカバー（捕縄補助用具）に捕縄を通したもの（以下「新型捕縄」という。）、「3つ目」として記載されているものは、捕縄（「ロープ」ではない。）がそれぞれ正しい。それぞれの戒具の形状については、丙1号証参照。）を使用したこと、革製のベルト手錠を装着されていた者が死亡した事案が存在すること、亡アルジュンが、保護室内で暴れたことにより、右のこめかみ付近を負傷したことは、いずれも認める。

その余は否認ないし争う。

留置施設内の保護室には金網の設置はなく、亡アルジュンは、保護室内の壁面や出入口扉に自ら頭を擦りつけたり、打ちつけるなどしていたものである。

なお、原告が主張する「かなりの強度」なる強度については、具体性を欠き、どの程度の強度を指すのか判然としないが、上記の各戒具につき、使用方法によっては、被使用者の抵抗を抑止する程度の状態になり得るとの趣旨であれば、特に争うものではない。

(7) 「7」について

3月15日（本件当日）午前9時頃、留置課員が検察庁に護送する準備をするために保護室内に入った際、亡アルジュンが暴れていたこと、留置課員が、亡アルジュンに装着されていたベルト手錠を外して、護送時等に使用する手錠（二つの金属製の輪（それぞれが開閉でき、かつ、歯止めで止まり、鍵が掛かるもの。）を鎖で連結したもの。以下「標準手錠」という（丙1号証参照）。）に付け替えたこと、両足首に新型捕縄を使用した状態の亡アルジュンを車椅子に乗せて移動し、護送車両で検察庁に護送したこと、亡アルジュンが検察庁に到着後も暴れていたため、留置課員が、亡アルジュンに対し、標準手錠（両手首）、新型捕縄（両足首）の使用を継続したことは、いずれも認める。

留置課員が、亡アルジュンを検察庁に護送するに当たり、膝の戒具（捕縄）の使用を継続したとの点は、否認する。

留置課員は、亡アルジュンを検察庁に護送する前に、膝に装着されていた捕縄を外している。

なお、留置課員が、亡アルジュンに装着されていたベルト手錠を解除した時刻は、（本件当日の）午前8時58分頃であり、検察庁への護送の準備は、同時刻よりも前から開始されている。

(8) 「8」について

ア 第一段落について

3月15日（本件当日）、検察庁における取調べに際し、留置課員が、亡アルジュンの両手首に標準手錠を、両足首に新型捕縄をそれぞれ装着し、車椅子に乗せた状態で取調べ室（以下「検察官室」という。）まで同行したことは、認める。

その余は否認ないし争う。

上記(7)のとおり、亡アルジュンの膝に装着されていた戒具（捕縄）については、検察庁への護送前に外されている。

イ 第二段落について

亡アルジュンが、取調べ開始後も机を蹴るなどしていたため、戒具（標準手錠及び新型捕縄）が外されることがなかったとの点は、認める。

通訳が付された時点については、否認する。

留置課員が亡アルジュンと共に検察官室に入った際、既に通訳人は、同室内で着席している状態であった。

ウ 第三段落について

（本件当日）午前11時前に、留置課員が、検察庁検察官事務取扱検察事務官（以下「検取事務官」という。）の指示により亡アルジュンに使用していた標準手錠を片方外したこと、午前11時頃、留置課員が、亡アルジュンに装着していた戒具を全て外し、警視庁総務部留置管理第二課員（以下「留置二課員」という。）が119番通報したことは、いずれも認める。

その余は否認ないし争う。

亡アルジュンは、取調べ開始前はもとより、標準手錠の片方を外された後も検察官室の机を蹴るなどして暴れていた。

エ 第四段落について

おおむね認める。

ただし、救急車が到着する前に検察庁で対応したのは「医師」ではなく「看護師」であり、亡アルジュンの死亡が確認された時刻については、（本件当日の）午後2時46分が正しい。

また、後述のとおり、検察庁で看護師が対応する以前にも、留置二課員が自動体外式除細動器（以下「AED」という。）を検察官室内に持ち入れ、留置課員が亡アルジュンに対して使用を試みたことがあり、その際は、AEDの必要がない旨のアナウンスが流れ、電気ショックが発生しなかった。

3 「第3 死因について」について

(1) 「1 病院収容時の写真から見る外表所見」について

日大病院で撮影された亡アルジュンの写真（甲1号証）について、四肢を中心に赤褐色の皮膚変色が認められること、亡アルジュンが警察官から暴行を受けた事実が認められないことは、いずれも認める。

その余は争う。

(2) 「2 亡アルジュン氏の死因について」について

ア 「(1)」について

認める。

イ 「(2)」ないし「(6)」について

争う。

4 「第4 注意義務違反等」について

(1) 「1 被告東京都」について

ア 「(1)」及び「(2)」について

否認ないし争う。

イ 「(3)」について

2004年（平成16年）4月21日、和歌山県和歌山東警察署の留置施設内において、ベルト手錠を使用していた50歳代の男性が死亡する事案が発生したことは認めるが、同事案に係る男性の死亡がベルト手錠の使用に起因するとの趣旨であれば、否認する。

また、2004年5月12日付け日弁連総第10号「防声具・鎮静衣・ベルト手錠廃止の申入れ」（甲4号証）については、原告が訴状において引用する記載部分があるとの限りにおいて、認める。

日本弁護士連合会が、国家公安委員会委員長及び警察庁長官に対し、上記申入れを行ったとの点は、不知。

その余は争う。

ウ 「(4)」について

否認ないし争う。

(2) 「2 被告国について」について

相被告国に関するものであり、認否の限りでない。

(3) 「3 共同不法行為」について

否認ないし争う。

5 「第5 損害の発生等」について

(1) 「1 逸失利益」について

最高裁判所平成9年1月28日第三小法廷判決（民集51巻1号78ページ）については、訴状記載の判示がされているとの限りにおいて認め、その余は否認ないし争う。

(2) 「2 慰謝料」ないし「4 合計」について

否認ないし争う。

6 「第6 結論」について

争う。

第2 本件における事実主張

1 亡アルジュンを逮捕した事実経過（3月13日～14日）

- (1) 3月13日午後3時50分頃（以下、本項（第2、1）における時刻のみの記載は、いずれも3月13日のことをいう。）、警視庁第二自動車警ら隊員（以下「二自ら隊員」という。）は、東京都新宿区百人町に所在する店舗内において偽札を使おうとした外国人が来店した旨の110番指令を傍受し、通報がされた店舗に急行した。

二自ら隊員が上記店舗に到着した時点で、偽札を使おうとした外国人は既に立ち去っていたことから、二自ら隊員は、店舗従業員から当該外国人の人相着衣等について聴取し、その後、付近の捜索に移行したところ、店舗直近の歩道上に、従業員から聴取した人相着衣等に酷似した者（亡アルジュン）を発見したことから、同人に対する職務質問を開始した。

- (2) 亡アルジュンは、二自ら隊員に対し、片言の日本語で「日本語少し。」な

どと述べたことから、二自ら隊員が、亡アルジュンに対し、身振り手振りを交えて所持品検査に応じるよう求めると、亡アルジュンはこれに応じ、ズボンのポケット内から財布を取り出して、二自ら隊員に差し出した。

二自ら隊員が、亡アルジュンが差し出した財布を確認したところ、中から、おもちゃの紙幣、亡アルジュン名義の顔写真付き在留カードのほか、(他人名義の)本件カードが発見されたことから、本件カードについて照会したところ、遺失届が提出されていることが判明した。

(3) また、上記110番指令を傍受し、臨場した組対課員は、二自ら隊員から取扱いの状況を聴取するとともに、上記店舗従業員から事情を聴取した結果などから、亡アルジュンを通貨偽造罪に問うことは難しいが、本件カードを所持していたことにつき、遺失物横領罪に該当する疑いがあると認め、本件カードの所持理由等を明らかにするべく、亡アルジュンに新宿署への任意での同行を求めたところ、亡アルジュンはこれを了承し、職務質問場所に臨場していた新宿署の無線警ら車(いわゆるパトカー)に自ら乗り込んだ。

(4) 午後4時35分頃、組対課員は、亡アルジュンを組対課の取調べ室内の椅子に座らせ、亡アルジュンの要求に応じて水を与えた後、亡アルジュンの所持品を改めて確認していたところ、亡アルジュンが突如嘔吐した。

このため、組対課員が、身振り手振りを交えて亡アルジュンに体調を確認すると、亡アルジュンは、片手を挙げて組対課員が近づくのを制止する行動をとったことから、組対課員は、亡アルジュンの吐しゃ物を拭き取るなどして処理するとともに、通訳人が到着するまで、亡アルジュンを椅子に座らせて休ませ、様子を見ることとした。

なお、亡アルジュンは、通訳人が到着するまでの間、取調べ室において、椅子に座った状態で机に頭を伏して眠っており、再び嘔吐したり、苦しむなどの状況は見られなかった。

(5) 午後7時15分頃、通訳人が新宿署に到着したことから、組対課員が、通訳人を介して亡アルジュンに対する取調べを開始したところ、亡アルジュン

が、本件カードの所持理由につき、自身で使用するために所持していた旨を供述したことから、亡アルジュンの承諾を得て、通訳人を伴い本件カードの拾得場所を確認することとなった。

- (6) 亡アルジュンの案内により、組対課員が拾得場所直近まで捜査車両で赴いたところ、亡アルジュンは、東京都新宿区百人町二丁目26番先で車両から降りて本件カードの拾得場所を指示した。

その後、拾得場所の確認を終えて車両に戻る際、亡アルジュンが再び路上に嘔吐したことから、組対課員が、通訳人を介して体調を確認したところ、亡アルジュンは大丈夫である旨を述べて車両に乗り込み、組対課員及び通訳人と共に新宿署に戻った。

- (7) 組対課員は、亡アルジュンが、歩道上で本件カードを拾い、使用目的で所持していた旨を供述していること、本件カードの名義人が申告している遺失した日時場所と亡アルジュンが拾得したと供述する日時場所が異なることなどから、亡アルジュンを本件カードに係る占有離脱物横領の被疑者と認めるとともに、亡アルジュンの在留期限が平成29年3月17日までであり、強制捜査によらなければ逃亡及び罪証隠滅のおそれもあると認め、亡アルジュンに対する逮捕状を請求した。

- (8) 組対課員は、3月14日午前0時25分、組対課の取調べ室において、亡アルジュンに対して発付された逮捕状を呈示し、通訳人を介して逮捕状記載の被疑事実の要旨を読み上げたところ、亡アルジュンは間違いのない旨を申し立て、素直に逮捕に応じた。

2 亡アルジュンを留置前に診療に連れて行った事実経過（3月14日）

- (1) 組対課員は、逮捕後の取調べにおいて、亡アルジュンが過去に結核及び髄膜炎を患ったことがある旨を供述したことから、留置課員に上記供述内容を伝えたところ、留置課員から、亡アルジュンに対し、留置前に結核の診察ができる病院で診察を受けさせるよう指示を受けた。

- (2) 亡アルジュンの取調べは、3月14日午前3時25分頃（以下、本項（第

2、2)における時刻のみの記載は、いずれも3月14日のことをいう。)に終了したが、組対課員は、留置前の診療(上記(1))を行うため、病院に向かうまでの間、亡アルジュンを取調べ室内の椅子に座らせて休ませることとし、亡アルジュンから要望や体調の異変などの申出があった場合には、速やかに対応できるようにしていた。

なお、亡アルジュンは、上記の間、取調べ室内の椅子に座った状態で机に頭を伏して眠っていたほか、朝食として白米及びおかずが提供されると、パンが好きだなどと述べておかずのみを食べた後、再び机に頭を伏して眠るなどしていたが、それ以上に要望を申し出たり、体調の異変を申し出ることはなかった。

(3) 組対課員は、亡アルジュンの診察を受諾した医療研究センターから、午前10時30分までに来院するよう指示されたことから、午前10時15分頃、亡アルジュンと共に捜査車両で新宿署を出発した。

(4) 組対課員は、午前10時25分頃、医療研究センターに到着し、しばらくの間、車両内で待機していたところ、午前11時30分頃、医療研究センターの職員が訪れ、車両内にいた亡アルジュンの唾液を採取した。

その後、午後0時頃、医療研究センター内で亡アルジュンのレントゲン撮影が行われ、午後1時20分頃、医師による亡アルジュンの診察が行われた。

(5) 亡アルジュンは、診察した医師に対し、電話による通訳を介して以前に結核を患っており、入院したことがある旨を述べたが、同医師はレントゲン画像や採取した痰の結果などから結核や肺非結核性抗菌症の疑いはないとの意見を述べた。

組対課員は、亡アルジュンが前日(3月13日)から数回嘔吐していることを医師に伝え、亡アルジュンも、嘔吐、腹痛、下痢の症状を申し述べたところ、同医師は、亡アルジュンの体温を測定し、腹部の触診等をした後、嘔吐の原因は急性胃腸炎の可能性があるとの意見を述べ、亡アルジュンに対し、整腸剤であるビオフェルミンを処方した(丙2号証)。

(6) その後、亡アルジュンは、組対課員と共に新宿署に戻り、留置施設に入場するまでの間、組対課の取調べ室で待機し、昼食として提供されたコッペパン2個を食べた後、午後4時頃、留置施設に入場した。

なお、亡アルジュンは、留置施設に入場する際、留置施設出入口の扉にしがみつくなどして抵抗したが、留置課員に入場を促されると、それ以上に抵抗をすることもなく留置施設に入場している。

3 新規留置時における対応状況等（3月14日）

(1) 留置課員は、留置開始に伴い、亡アルジュンの所持品や身体の傷等の確認を行ったところ、右足内側太ももあたりに大きな痣、左耳たぶに切れたような傷があるのを認めた。

(2) また、留置課員は、留置施設内での遵守事項について、「留置担当官の指示に従って規律正しく行動すること」等がネパール語で記された告知書を亡アルジュンに提示して確認させたところ、亡アルジュンは、同告知書を読んだ上で、告知書提示確認書に署名押印した（丙3号証の1及び2、丙4号証）。

(3) 続いて、留置課員は、亡アルジュンに相当期間入浴していない様子が認められたことから、シャワーを浴びさせ、その後、留置施設内で使用する個人用のロッカー、寝具置場等を案内した後、亡アルジュンを居室に入室させた。

なお、亡アルジュンは、居室に入る際、扉にしがみつki抵抗したが、留置課員に促されると、体を揺らすなどして抵抗することもあったが、それ以上に暴れることはなく、居室内に入った。

4 就寝時までの状況等（3月14日）

亡アルジュンは、午後5時頃に夕食を食べ、処方された薬を飲み、その後、留置課員が洗面用具を回収しようと居室の扉を開けた際、居室から出ようとしたが、留置課員が、扉を閉めて居室から出ることはできない旨を身振り手振りで説明したところ、亡アルジュンは居室内に戻り、同課員によって寝具が運び込まれた。

5 就寝時の状況等（3月14日）

亡アルジュンは、就寝時間（午後9時）になってもすぐには眠らず、「スモーク」、「コーヒー」などと留置課員に要望したり、「アー、ウー」などと唸り声を発するなどしていたため、留置課員が眠るよう申し向けると布団に入って横にはなるものの、その後も、起き上がって居室内を歩き回ったり、布団の上に座ったりしていたことから、再び留置課員に眠るよう申し向けられることもあったが、その後は、布団の上で横になり、おとなしくなった。

6 保護室収容及び戒具使用の必要性を認めた状況等（3月15日（本件当日））

(1) 留置課員は、3月15日（本件当日）午前6時30分頃（以下、本項（第2、6）ないし末項（第2、12）における時刻のみの記載は、いずれも3月15日（本件当日）のことをいう。）から、寝具をしまうため順次被留置者に寝具の搬送を行わせ、亡アルジュンに対しても寝具の搬送要領を説明するため居室の扉を開けたところ、亡アルジュンが勝手に居室の外に出ようとしたことから、居室から出ないように制止し、身振り手振りで寝具の搬送要領を説明したが理解を得られず、就寝時と同様に留置課員が寝具を運ぶこととし、居室出入口まで寝具を持ってくるよう亡アルジュンに指示した（丙5号証動画2（2017/03/15 6:47:45）以下、丙5号証の時刻の表示については、特に明示しない限り、3月15日（本件当日）の時刻である。また、表示時刻は正規時刻より1分30秒早い。）。

(2) 亡アルジュンは、居室内の寝具を抱えると、居室出入口で留置課員に寝具を手渡すことなく、勝手に居室外に出て留置課員に寝具を投げるように手渡し、寝具置場方向に歩き出したことから、留置課員は、亡アルジュンに居室に戻るよう警告した上、右腕をつかんで制止したが、亡アルジュンは留置課員の制止を振り切り、なおも寝具置場方向に向かって歩き続け、留置課員が左腕をつかんで制止したにもかかわらず、「ウー」などと唸って従わなかった。このため、他の留置課員も加わり、複数で亡アルジュンの右腕をつかむなどして留置施設内を歩き回らないよう制止した（以上、丙5号証動画2

(6 : 49 : 13)) 。

(3) 留置課員は、亡アルジュンを居室前まで連れ戻したが、亡アルジュンが居室出入口の扉をつかんで強く入室を拒んだため、このまま亡アルジュンを無理に居室内に押し込むと、扉と接触するなどして負傷させるおそれがあると認められたことから、一度、亡アルジュンを居室前の通路に置かれていた寝具の上に寝かせ、より多くの留置課員で対応できるようにした上で、手足等を押さえて居室に收容することとした（丙5号証動画2（6 : 49 : 26））。

(4) 留置課員は、後方から亡アルジュンの首もとを押さえ、居室前の通路に置かれていた寝具の上に亡アルジュンを倒すように寝かせ、「静かにしろ。」、「ちゃんと（居室内に）入ってろ。」などと警告した後、亡アルジュンを背後から立ち上がらせることも試みたところ、亡アルジュンは、意味不明な言葉を発して両肩を揺らすなどして暴れ、再び扉をつかむなどして抵抗はしたが、最終的には、留置課員によって居室内に戻された（丙5号証動画2（6 : 49 : 31））。

(5) ところが、亡アルジュンは、居室内に入れられるとすぐに居室出入口まで戻り、留置課員が居室の扉を閉める間もなく、再度、居室の外に出ようとしたことから、留置課員は、「静かにしてろ。」と警告して居室の扉を閉めようとしたが、亡アルジュンは、警告に従わず、留置課員に体当たりをしながら、なおも居室の外に出ようとした（丙5号証動画2（6 : 50 : 09））。

このため、留置課員は、亡アルジュンの洋服の襟首部分をつかんで居室内に押し戻そうとしたが、亡アルジュンは両腕を振り上げて暴れ、居室の外に出ると、居室外側の鉄格子にしがみついた（丙5号証動画2（6 : 50 : 18））。

(6) 留置課員は、上記(2)ないし(5)の状況から、亡アルジュンが自身を傷つけたり、留置課員及び他の被留置者に危害を加えるおそれがあると判断し、亡アルジュンを保護室に收容する必要性を認め、留置施設内の非常ベルを鳴らし

て留置施設外にいる新宿署員の応援も求め、亡アルジュンを保護室に連行した。

- (7) 留置課員は、亡アルジュンが保護室に連行されている途中にも、両腕を振り上げるなどして暴れ続けていたことから、このまま保護室に収容したとしても、亡アルジュンが保護室内で自身を傷つけたり、対応した留置課員らに危害を加えるおそれがあると判断し、亡アルジュンに対する戒具使用の必要性を認めた。

7 戒具使用時の状況等（3月15日（本件当日））

- (1) 午前6時50分、留置課員は、亡アルジュンを保護室内に収容し、戒具を装着させるため、複数で亡アルジュンの左右の腕及び膝を持って床に寝かせたが、亡アルジュンがなおも暴れて抵抗を続けたため、いずれの戒具も装着することができなかった（丙5号証動画5（6：51：30））。
- (2) この頃、留置施設外から非常ベルを聞いて応援に駆け付けた複数の新宿署員が加わり、留置課員と共に亡アルジュンの手足等を押さえ、留置課員がベルト手錠、新型捕縄、捕縄（丙1号証）の順に、亡アルジュンの手首及び腰周り部分、足首部分、膝部分の順にそれぞれ装着させ始め、午前6時56分に全ての戒具の装着を完了した（丙5号証動画5（6：52：01）、丙6号証）。
- (3) 留置課員及び応援に駆け付けた新宿署員は、亡アルジュンに戒具を装着させると保護室から退室し、亡アルジュンが暴れたり、容態が変化した場合に早急に対応できるよう留置課員1名を保護室の外に常時配置するとともに、留置施設内設置のカメラ（丙5号証の映像を撮影したもの。）によって撮影された映像を活用して動静監視に当たった（丙5号証動画5（6：58：29））。
- (4) その後、亡アルジュンは、保護室内で戒具を装着されたままの状態ではあったが、頭を持ち上げたり、腕や手首を捻って動かしたり、膝を曲げたり、体を反転させるなどして動き続け、さらには、膝に装着された捕縄を自身の

手でつかんで緩ませ、外そうとした（丙5号証動画5（7：04：55））。

(5) 上記の状況を確認していた留置課員は、すぐに保護室内に入り、亡アルジュンに対して捕縄を外さないように告げ、改めて捕縄を装着し直そうとしたが、亡アルジュンが足を折り曲げたり、体を反転させるなどして抵抗を続けたことから、捕縄を装着し直すことができず、他の留置課員の応援を求め、同応援により駆け付けた留置課員と共に、亡アルジュンの手足等を押さえた上で、ベルト手錠、捕縄、新型捕縄を装着し直した（丙5号証動画5（7：05：09））。

(6) 留置課員が、これらの戒具を装着し直した後も、亡アルジュンは、頭を持ち上げたり、腕や手首を捻って動かしたり、膝を曲げたり、体を反転させるなどした上、再び捕縄をつかんで外そうとしており、再度、装着していた捕縄が緩くなっている状況が認められたことから、留置課員は、再度、保護室内に入り、当該行為を止めるよう告げ、改めて捕縄を縛り直した。

なお、留置課員は、その後も、亡アルジュンが暴れ続け、装着していた戒具が緩むといった状況が認められたことから、その都度、縛り直すなどした（丙5号証動画5（7：12：58））。

(7) また、暴れ続ける亡アルジュンが保護室の壁面や出入口の扉に頭を擦りつけたり打ちつけるなどした結果、同人の右目蓋部分から出血している状況が認められたことから、留置課員が、保護室内に入り確認したところ、傷口は浅く、1センチメートル程度の擦過痕であり、ちり紙で亡アルジュンの血を拭き取ったところ、出血は止まった（丙5号証動画5（7：27：40））。

8 検察庁へ向けた護送時の状況等（3月15日（本件当日））

(1) 留置課員は、亡アルジュンを検察庁に護送する必要があったものの、亡アルジュンが保護室内で暴れ続けており、護送バスによる集団護送では他の被留置者や護送担当の留置二課員に危害を加えるおそれがあると判断し、亡アルジュンのみを別に護送（いわゆる「単独護送」）することとした。

(2) このため、留置課員は、午前8時55分に保護室内に入り、亡アルジュン

に対し落ち着くよう、身振り手振りや英語を交えて伝え、午前8時58分、ベルト手錠から外し始めたが、亡アルジュンが標準手錠の装着に抵抗を示して暴れたため、残りの戒具のうち、膝に装着していた捕縄のみを外すこととし、（足首に装着していた）新型捕縄については、装着したまま護送することとした。

午前9時2分、留置課員は、亡アルジュンの手首に標準手錠（丙1号証）を装着させるとともに、手錠が外れないようロックを掛け、捕縄を外し、緩んでいた新型捕縄を縛り直した（丙5号証動画5（8：57：26）、丙7、8号証）。

(3) 留置課員は、亡アルジュンに逃走防止用の護送用ベルト（丙1号証）を装着し、これに連行ロープを結着させた後、標準手錠及び新型捕縄が装着された亡アルジュンを複数の留置課員で抱き上げて保護室から運び出し、午前9時10分、保護室での収容を解除した（丙5号証動画5（9：06：45））。

(4) 午前9時14分、留置課員は、保護室から運び出した亡アルジュンを車椅子に乗せて留置施設から出場し、その後、亡アルジュンを車椅子から護送車両に乗せ、検察庁に向けて出発した（丙9号証）。

また、亡アルジュンは、検察庁に到着するまでの間、車両内で、標準手錠から手を引き抜こうとして同手錠を引っ張ったり、腕や手首を捻って動かしたり、自身の洋服をつかんで破こうとしたほか、つばを吐いたり、座席を蹴るなどしたことから、留置課員がその都度、亡アルジュンに当該行為を止めるよう告げ、手や足を押さえるなどして対応していた。

9 検察庁に到着した後の状況等（3月15日（本件当日））

(1) 午前9時42分頃、亡アルジュンを同乗させた護送車両が検察庁に到着し、留置課員は、亡アルジュンを降車させた後、車椅子に乗せて検察庁内の待機場所（単独同行室）に向かった。

(2) 留置課員は、亡アルジュンが、単独同行室に入った後も、標準手錠から手

を引き抜こうと同手錠を引っ張ったりしたほか、腕や手首を捻って動かしたり、自身の洋服をつかんで破こうとしたり、両足で留置課員を蹴り上げようとしたことから、その都度、亡アルジュンに当該行為を止めるよう告げ、手や足を押さえるなどして対応していた。

10 検取事務官による取調べ時の状況等（3月15日（本件当日））

- (1) 午前10時30分頃、留置課員は、取調べの準備が整った旨の電話連絡を受け、亡アルジュンを検察官室に同行しようとしたところ、亡アルジュンが体を突っ張ったりして抵抗し、車椅子からずり落ちるなどしたことから、留置課員が亡アルジュンを抱え上げて車椅子に座らせ、同行を開始した。

なお、亡アルジュンは、上記同行の途中においても車椅子から降りようとしたり、「ウワー、アー」などと大声を発するなどして抵抗したことから、留置課員は、その都度、当該行為をやめるよう告げ、手や足を押さえるなどして対応している。

- (2) 午前10時34分頃、留置課員は、亡アルジュンと共に検察官室に入室し、亡アルジュンを車椅子に乗せたまま検取事務官の事務机前まで移動した。

この際、亡アルジュンの両手首には標準手錠が、両足首には新型捕縄がそれぞれ装着されていたが、両膝に戒具（捕縄）は装着されておらず、検察官室内においては、既に通訳人が着席しており、留置課員は、取調べ中に亡アルジュンが暴れた場合にも対応できるよう、亡アルジュンの右隣、後方、左後方にそれぞれ1名が立って動静監視に当たっていた。

- (3) 亡アルジュンは、検取事務官の事務机前に到着した後も、「アー、ウー」などと大声を発したり、標準手錠を引っ張ったりしたほか、事務机を蹴り上げるなどして暴れたことから、留置課員が、その都度、当該行為を止めるように告げ、亡アルジュンの手を押さえたり、車椅子を引くなどして対応した。

また、検取事務官も、亡アルジュンに対し、通訳人を介して落ち着くよう告げたが、亡アルジュンがこれらの行為を止めることはなかった。

- (4) 留置課員は、検取事務官から亡アルジュンを落ち着かせるために手錠の片

側を外すよう指示されたことから、亡アルジュンに装着していた標準手錠のロックを解除し、片側の手錠を外した（左右どちら側を外したかは特定できない。）。

- (5) その後、取調べが開始されたが、亡アルジュンは、その間も奇声ともいえるような大声を発したり、事務机を蹴り飛ばす行為を続けたほか、車椅子から体がずり落ちることが何度かあったことから、留置課員は、その都度、当該行為を止めるように告げ、手や足を押さえたり、亡アルジュンを車椅子に乗せるなどして対応した。
- (6) 午前10時43分頃、検取事務官が、亡アルジュンの取調べについて、上司と検討するため、退室したことから、留置課員は、検察官室内で亡アルジュンの動静監視を続けた。
- (7) 午前10時45分頃、検取事務官が検察官室に戻ったところ、亡アルジュンは、なおも、大声を発したり、事務机を蹴るなどしていたが、検取事務官が取調べを再開し、氏名の確認等をするようになると、その途中で目を閉じておとなしくなり、大声を発したり、事務机を蹴ることもなくなった。
- (8) 留置課員は、検取事務官に対し、亡アルジュンが保護室内でほとんど眠っていないことなどを伝え、検取事務官は、亡アルジュンに対し、通訳を介して、何度か目を覚ますよう伝えたが目を開けることはなく、その後、突如、車椅子に座っていた亡アルジュンの体が傾くと、亡アルジュンは、目が半開きの状態で口を開けていびきをかくようになった。
- (9) その後、午前11時頃、亡アルジュンのいびきが止まり、半開きとなった目の焦点が合わなくなっているのを察知した留置課員は、異変を認めて亡アルジュンの脈を測ったところ、脈の確認が取れなかった。
- (10) このため、留置課員は、直ちに応急処置を取ることにし、亡アルジュンを検察官室内の床に寝かせ、標準手錠、新型捕縄等装着していた全ての戒具を外し、心臓マッサージを開始した。

また、検察官室の前を通りかかった警察官（留置二課員）は、検察官室内

の異変に気づき、検取事務官に対し、検察庁内にある護送事務室へ直ちに連絡するよう申し向けた上で、自らAEDを取りに向かうとともに、他の留置二課員が検察庁内から119番通報した。

(11) 心臓マッサージを続けていた留置課員は、留置二課員が持参したAEDを直ちに亡アルジュンに取り付けて作動させたが、AEDの必要がない旨のアナウンスが流れ、電気ショックが発生しなかったため、引き続き心臓マッサージを行った。

(12) その後、検察庁にいた看護師が検察官室に到着し、同看護師が、留置課員に代わって改めて亡アルジュンの心臓マッサージを行うとともに、AEDを作動させたが、AEDの必要がない旨のアナウンスが流れ、電気ショックは発生しなかった。

(13) 午前11時18分頃、救急隊員と共に救命医師が到着し、同医師による応急処置が行われた後、午前11時38分頃、亡アルジュンは日大病院に搬送された。

11 亡アルジュンの死亡確認（3月15日（本件当日））

日大病院の医師は、午後2時46分、亡アルジュンの死亡を確認した。

12 亡アルジュンの死亡後の捜査等

警視庁刑事部刑事総務課長は、平成30年2月23日、所要の捜査をした結果、上記亡アルジュンの死亡事案につき、被疑者不詳の殺人被疑事件として検察官に送致したが、同年3月23日、傷害致死被疑事件とされた上で、公訴を提起しない処分（罪とならず）となった。

第3 原告の主張に対する反論

1 原告の主張

(1) 原告は、亡アルジュンの死因につき、ベルト手錠及び捕縄等の使用により同人の身体が圧迫され、当該圧迫が原因で筋肉が壊死して血中にカリウムが漏出した状態で同人の緊縛が解かれたために、血中のカリウムが心臓に到達

して心停止を招いた筋挫滅症候群であるとした上で（訴状第3・6ないし12ページ）、ベルト手錠については、2004年（平成16年）4月21日に和歌山県和歌山東警察署において被使用者が死亡した事案が発生するなど、その危険性が指摘されていたことからすれば、留置課員は、ベルト手錠を使用するに当たっては、その危険性に十分留意して、使用時はもちろん、解除する場合においても専門医に相談の上、必要に応じて止血や透析等の処置を行うべき注意義務を負っていたにもかかわらず、その危険性を何ら顧みることなく本件当日午前9時18分及び同日午前11時頃に漫然と使用及び解除したことにより、亡アルジュンの死亡という結果を招いたなどと主張して、被告東京都に対し、国家賠償法（以下「国賠法」という。）1条1項に基づく損害賠償を請求している（訴状第4、1・12ないし15ページ）。

(2) しかしながら、原告の主張する上記の事情ないし理由によって、亡アルジュンの死亡と警察官の職務行為との間に因果関係を認めることはできず、留置課員の一連の対応に国賠法上違法とされる点もないことから、以下、個別に反論する。

なお、亡アルジュンに装着されていた戒具につき、原告は、本件当日午前9時18分に1回目の解除が行われたことを主張しているが、上記第2、8で述べたとおり、1回目の解除は、本件当日午前8時58分頃が正しいので、以下、当該時刻を前提に主張するほか、本件当日の時刻の記載については、いずれも時刻のみを記載する。

2 留置課員による戒具の解除と亡アルジュンの死亡との因果関係がないこと

(1) 原告が証拠として提出している医師の鑑定書（甲1号証）には、「手足の緊縛が解かれたとき、急激に血行が回復し、筋肉壊死で生じていたカリウムが全身に流れ出したはずであるから、原因はこれであった可能性が高く、そうであればこれにより急死されたことになる。緊縛が解かれ、死に至るまでの時間はケースバイケースであるが、経験則上、少なくとも30分以内に生じると考えられる」との所見があり（同13ページ）、原告もこれに沿う主

張をしている（訴状12ページ）。

(2) この点、留置課員は、本件当日午前8時58分頃、亡アルジュンに使用していた戒具のうち、手首を拘束していたベルト手錠及び膝を拘束していた捕縄を解除し（午前9時2分には、標準手錠に付け替えている。）、午前11時頃には、全ての戒具を解除しており、それぞれの解除時間から亡アルジュンの死亡時刻である午後2時46分までは、約5時間半あるいは3時間半以上もの時間が経過しているところ、原告が提出している医師の鑑定書からしても、緊縛が解かれ、死に至るまでの時間は、状況によって異なることを前提としても「少なくとも30分以内」というのであるから、留置課員が亡アルジュンに装着されていた戒具を解除したことが、同人の死亡の原因となるものでないことは、原告の立証によっても明らかというべきである。

(3) また、原告は、留置課員が亡アルジュンに装着されていたナイロン製のベルト手錠を午前11時頃に解除したことが、亡アルジュンの死を招いたとも主張するようであるが（訴状13ページ）、午前11時頃に亡アルジュンに装着されていた手錠は、ナイロン製のベルト手錠ではなく、金属製の標準手錠（丙1号証）であることは、証拠上も明らかな事実であるから（丙5号証動画5（9：10：24）、丙7号証）、この点に関する原告の主張は、前提を欠くものである。

さらに、検察庁において、留置課員が検取事務官の指示を受けて片側を解除した標準手錠の使用状況を見ると、標準手錠が、亡アルジュンの手首の血管を遮断するような状況になかったことは明らかであるから（丙5、7、8、11号証）、標準手錠を解除したことが、亡アルジュンの死亡の原因となるものでもない。

(4) したがって、原告の主張する事情ないし理由によって、亡アルジュンが死亡したとは認められず、留置課員による戒具の解除と亡アルジュンの死亡との間に因果関係は認められない。

3 留置課員の一連の対応に国賠法上の違法はないこと

上記2のとおり、原告が主張する事情ないし理由によって、亡アルジュンが死亡したとは認められず、留置課員の職務行為と亡アルジュンの死亡との間に因果関係がないことは明らかであるところ、原告が留置課員の戒具使用の違法性についても主張していることに鑑み、留置課員による亡アルジュンの対応が適正なものであり、国賠法上違法な点はないことについて、以下述べる。

(1) 国賠法上の違法性判断基準

国賠法1条1項は、「国又は公共団体の公権力の行使に当たる公務員が、その職務を行うについて、故意又は過失によって、違法に他人に損害を加えたときは、国又は公共団体が、これを賠償する責に任ずる。」と規定するところ、同項にいう「違法」とは、公権力の行使に当たる公務員が、個別の国民に対して負担する職務上の法的義務に違背することをいう（最高裁昭和60年11月21日第一小法廷判決・民集39巻7号1512ページ）。

また、公務員による特定の職務行為が、職務上の法的義務に違背したか否か（国賠法1条1項に反し違法であるか否か）については、その職務行為時を基準として、当該公務員の判断が、経験則又は論理則に照らして合理性を有しているか否かという観点から判断すべきとする、いわゆる合理的理由欠如説によることが、判例上も確立されている（最高裁平成元年6月29日第一小法廷判決・民集43巻6号664ページほか）。

そして、刑事収容施設の適正な管理運営を図ることを目的とする刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律（以下「刑事収容施設法」という。）が、213条1項において、被留置者に自傷他害のおそれ等がある場合に戒具使用を認めていることに照らせば、その必要かつ相当な範囲内の戒具の使用によって結果的に私人に損害が発生したからといって、直ちに国賠法上の違法の評価を受けるものではなく、当該戒具の使用に際しての被使用者の身体的自由に対する制限行為が、留置のために不必要であるか、当該目的実現のための必要性との均衡において、予測される被害発生 of 具体的危険性の有無及び内容に照らし、その態様・方法・程度が相当な範囲を逸脱す

ると認められるような場合でない限り、公務員が通常尽くすべき注意義務を尽くすことなく漫然と当該行為をしたことにはならず、個別の国民（被使用者）に対して負担する職務上の法的義務に違反し、国賠法1条1項の適用上違法とはなるものではない。

(2) 留置課員の亡アルジュンに対する戒具使用が適法であること

ア 刑事収容施設法213条1項は、留置担当官は、被留置者が同項各号に定めるいずれかの行為をするおそれがある場合には、内閣府令で定めるところにより、捕縄又は手錠を使用することができる旨を規定しており、同項2号は、これらの使用要件として「自身を傷つけ、又は他人に危害を加えること。」を規定している。

イ これを本件についてみると、上記第2、6で述べたとおり、亡アルジュンは、留置課員の指示や制止に従わずに意味不明な言葉を発したり、留置課員に体当たりや両腕を振り上げるなどして暴れたばかりか、保護室連行に際しても、連行しようとする留置課員に対してその手を振り解こうとして暴れ続けていたものであり（丙5号証）、留置課員は、これらの事情を踏まえ、亡アルジュンが自身を傷つけ、又は他人に危害を加えるおそれがあると認め、戒具（ベルト手錠及び捕縄等）を使用するに至ったのであるから、かかる留置課員の判断に何ら不合理なところはなく、国賠法上の違法がないことは明らかである。

ウ また、亡アルジュンは、戒具を装着された後においても、保護室内で頭を持ち上げ、腕や手首を捻って動かしたり、膝を曲げたり、体を反転させるなどして動き続けたばかりか、膝に装着された捕縄を手でつかんで緩ませたり、保護室の壁等に頭を擦り付けたり打ちつけるなどしていたものであり、検察庁への護送のためにベルト手錠を外して標準手錠に替えた際にも激しく抵抗したことから、膝に装着していた捕縄のみを外し、新型捕縄は装着したまま護送されることになったものであるところ、これら亡アルジュンの状況に鑑みれば、この点に関する留置課員の判断も合理的なもの

である。

さらに、亡アルジュンは、検察庁に向かう車両内及び検察庁の単独同行室においても、標準手錠から手を引き抜こうとして同手錠を引っ張って腕や手首を捻って動かし、自身の洋服をつかんで破こうとしたり、車両内につばを吐いて座席を蹴り、両足で留置課員を蹴り上げようとするなどして暴れ、検取事務官による取調べ中においてもなお、奇声ともいえる大声を発して標準手錠を引っ張ったり、机を蹴り上げるなどして暴れ続けていたのであるから、留置課員において、亡アルジュンが自身を傷つけ、又は他人に危害を加えるおそれがあると認め、戒具（標準手錠及び新型捕縄）の使用を継続した判断にも何ら不合理なところはない。

エ 加えて、亡アルジュンには、手足に複数の皮膚変色が認められるところ（甲1号証）、両手部分の変色については、ベルト手錠が解除されてから5時間半以上もの時間が経過していることからすると、直ちに、ベルト手錠の使用によって生じたものとは認められないし（標準手錠の使用に起因するとの指摘もあり得るところ、標準手錠の形状（丙1号証）からすれば、より細かい縞状の「締め跡」が明確に生じるものと考えられるが、そのような痕跡も認められない。）、また、亡アルジュンが、戒具を装着された状態で、長時間にわたって、暴れるなどの行為を継続していたことに鑑みれば、一定の範囲で強く手足が締め付けられたことも考えられるが、そのような状態に陥ったのは、むしろ亡アルジュン自身に起因するところであり、仮に、留置課員による戒具使用あるいはその解除と、亡アルジュンに生じた血中カリウム濃度の上昇との間に、何らかの因果関係が認められるとしても、そのことから直ちに、留置課員の一連の対応につき、態様・方法・程度が相当な範囲を逸脱するなど認められるものではないことはもちろん、法令上の義務に違反したなどと認められるものでもない。

(3) 留置課員の戒具の使用が被使用者に配慮した適正なものであったこと

上記(2)で述べたとおり、留置課員による戒具の使用に国賠法上の違法は認

められないところ、原告は、過去にナイロン製のベルト手錠で拘束された被使用者が死亡したことがあることや阪神淡路大震災で筋挫滅症候群の存在が広く知れ渡っていたことなどを挙げ、留置課員は、ナイロン製のベルト手錠を使用する際には、その危険性に十分留意して、使用時に締め付ける際はもちろん、使用後に解除する場合においても筋挫滅症候群が発生しないよう、専門医に相談の上、必要に応じて止血や透析などの処置を行うべき注意義務を負っていたなどと主張するようである（訴状14ページ）。

しかしながら、以下に述べるとおり、留置課員の戒具の使用方法は適正なものであり、何ら違法と指摘されるところはない。

ア 留置課員が使用した戒具そのものに被使用者への配慮を欠くところはないこと

留置課員が亡アルジュンに対して使用した戒具である、ベルト手錠及び捕縄は、刑事収容施設法の規定による委任に基づく事項等を定めた施行規則（国家公安委員会関係刑事収容施設及び被収容者等の処遇に関する法律施行規則。以下、単に「施行規則」という。）23条（別表）によって定められた形状のものであるところ、ベルト手錠（丙1号証・別添写真1ないし4、丙6号証）は、手首に巻いたナイロン製のベルトをマジックテープで固定して使用するもので、そのベルト内側にはフェルト生地となっていて血液の循環を妨げにくい構造になっている（手首の痛みを緩和する「当て布」の役割も果たしている。）。

また、膝に使用した捕縄（丙1号証・別添写真5、丙6号証）は、施行規則における、留置施設において使用する捕縄の制式を「太さ直径3ミリメートル以上の適宜の長さの縄状のものとする。」との規定に適合するものであり、一定の太さを有するものを使用することにより、皮膚面への圧力が強度になり、縄が足首部分に深く食い込むことによって血液の循環を著しく妨げることとならないように配慮されている。

そして、足首に使用した新型捕縄（丙1号証・別添写真6ないし8、丙

6号証)は、施行規則の規定に適合した捕縄にカバーが一体となっているものであり、足輪に両足首を入れて捕縄を外側に引っ張ることによって、捕縄だけでなくカバーによっても足首を直接拘束する仕組みになっているもので、同カバーの6つの通し穴に捕縄をあらかじめ通しておくことで、捕縄を何度も足首に巻きつけて使用していた従前の方法に比べ、短時間で、かつ、安全に足首を縛ることを可能とするものであって、血液の循環を妨げにくい構造にもなっており(足首の痛みを緩和する「当て布」の役割も果たしている。)、その使用によって生じる被使用者の身体的負担を合理的に軽減し得るものである。

イ 本件における戒具の使用が適正であったこと

戒具を使用するに際しては、必要以上に緊縛し、使用部位を傷つけ、又は血液の循環を妨げないように注意することとされており(丙12号証)、留置課員は、戒具を使用するに当たり、常にこの点に留意して戒具を使用している。

この点、本件当日の留置課員の戒具使用状況を見ると、亡アルジュンについては、ベルト手錠等の戒具の装着が完了した午前6時56分から、検察官室内で容態が急変した午前11時頃までの間、戒具が装着されていた左右の手及び足等を動かして暴れ続けていたところ、留置課員が、いずれの戒具についても、戒具の緩みを認める都度、装着し直していることに鑑みれば(丙5、10号証)、亡アルジュンが一定の範囲で手足等を動かすことができる状態でそれぞれの戒具が使用されていたことは、優に認められることである。

ウ 原告が引用する裁判例は本件には該当しないこと

原告が引用する過去の(ナイロン製)ベルト手錠で拘束された被使用者の死亡事例は、ベルト手錠のみを装着されていた被使用者が死亡したものではなく、ベルト手錠に加え、戒具の使用方法を定める規定に違反し、使用する必要のない鎮静衣と防声具(新型捕縄及び捕縄は使用されていな

い。)を併用され、防声具の一部がずれて前頸部を圧迫したことにより窒息死したという事案であり、そもそもベルト手錠の拘束が直接の原因となって被使用者を死亡ならしめた事案でもない上、法令の定めは何ら違反することなく戒具（ベルト手錠、新型捕縄及び捕縄）を使用していた本件とは、全く前提が異なっており、およそ当てはまるものではない。

そして、原告が引用する裁判例における事例を含め、ベルト手錠による拘束そのものが理由となって、被使用者が死亡した事案は見当たらないことに加え、刑事収容施設法が鎮静衣及び防声具の使用に当たっては、医師に対する報告を義務付けているのに対し、本件において亡アルジュンに装着された戒具については、いずれも、その使用に際して医師への報告や診察を義務付ける規定が存在しないことに鑑みれば、戒具使用者において、戒具を解除するに際して専門医に相談した上で止血及び透析等の措置をとる注意義務が課せられているとは到底解されず、留置課員が、亡アルジュンに対して使用していた戒具を解除したことが、原告が主張するような注意義務違反となる余地はないものというべきである。

(4) 小括

以上のとおり、留置課員による一連の対応に国賠法上の違法な点がないことは明らかである。

第4 原告に対する求釈明

- 1 原告は、国賠法に基づく請求を行っているが、国賠法6条は、外国人が被害者である場合には、相互の保障があるときに限り適用されるとしている。

原告については、国籍は明らかにされていないが、その肩書住所及び婚姻登録証明書（甲3号証）がネパールのものとなっており、また亡アルジュンについては、ネパール国籍を有する外国人男性である（甲2号証）。

そこで、原告の国籍及び同国籍を有する国、並びに、亡アルジュンの国籍国であるネパールにおいて、原告の主張する損害賠償請求を日本国民がなし得る

制度となっていることについて明らかにされたい。

2 本件では、原告が、亡アルジュンの逸失利益及び慰謝料を請求しているが、妻であるとするだけで、その相続関係その他の根拠・理由が明らかにされていない。

ところで、法の適用に関する通則法（以下「通則法」という。）17条によれば、不法行為によって生ずる債権の成立及び効力は加害行為の結果が発生した地の法であるところ、例えば、日本の通則法36条は、相続は被相続人の本国法によるとしている。

そこで、原告が請求する前提としての亡アルジュンの相続関係について根拠法令・施行日・適用等と共に明らかにされたい。

第5 結語

以上のとおり、原告の被告東京都に対する請求に理由がないことは明らかであるから、速やかに棄却されるべきである。